

* 新型コロナウイルス緊急経済対策について *

新発田市では、新型コロナウイルス感染拡大により、経済的な影響を受けている市民の皆様・事業者の皆様を支援するため、次の緊急経済対策を行います。

市民の皆様向け

【水道料金の特別減免】 問合せ先：水道局料金センター ☎ (0254) 20-0141

水道水は生活に欠かせません。また、安全な水道水で手洗い・うがいを徹底し、感染予防を図ってもらうため、一般家庭の水道料金1か月相当分を減免します。

なお、下水道使用料は、減免の対象ではありません。

○減免の方法・時期

新発田市水道局の給水区域では、2か月に一度検針をしています。

減免後の料金を請求するため、手続きは不要です。また、時期は次のとおりです。

- ・ 6月に検針（4・5月使用分）する地区 …… 6月請求分を半額で請求
- ・ 7月に検針（5・6月使用分）する地区 …… 7月請求分を半額で請求

○阿賀野市上下水道局給水区域の方

同給水区域の方については、5月の一般家庭水道料金分を新発田市から補助します。詳しいことが決まりましたら、お知らせします。

【住宅確保給付金】 問合せ先：社会福祉課 ☎ (0254) 28-9221

離職・廃業もしくは休業等により収入が減少したため、住居を失うおそれのある方に家賃の給付を行います。詳しくは、お問い合わせください。

【生活福祉資金特例貸付】 問合せ先：社会福祉協議会 ☎ (0254) 23-1000

休業等による一時的な生活資金や、失業した場合の生活再建のために資金の貸し付けを行います。詳しくは、お問い合わせください。

事業者の皆様向け

特に大きな影響を受けている事業者の方を対象に、次の制度についてご案内します。詳しくは、5月1日（金）から5月31日（日）まで開設する「事業者支援総合相談窓口」をご利用ください。また、その他の事業に関するご相談も受け付けます。

1 無利子・無担保融資について

民間金融機関が取り扱う無利子・無担保融資についてご案内します。

2 雇用調整助成金について

社員を休業させた場合に支給される「雇用調整助成金」や、小規模事業者が社会保険労務士に業務を委託した場合の助成制度についてご案内します。

3 持続化給付金について

国から給付され、事業全般に広く使える「持続化給付金」についてご案内します。法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円が給付されます。

4 休業に伴う協力金について

新潟県の要請に応じて、休業等の協力を行った事業者に対して支給される協力金についての相談を受け付けます。

5 休業に伴う家賃補助について

新潟県の要請に応じて、休業等の協力を行った事業者への家賃補助（5月分）についての相談及び申請を受け付けます。

～ 事業者支援総合相談窓口 ～

（担当：市商工振興課）

開設期間：5月1日（金）～5月31日（日）

会 場：生涯学習センター1階 特設会場

受付時間：平日 午前9時～午後7時

土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

直通電話：(0254) 28-7425

※上記の直通電話につながらない場合は、生涯学習センター
（電話 0254-26-7191）にご連絡ください。